

「市制施行20周年記念ロゴマーク」を募集します！

令和7年1月11日に亀山市市制施行20周年を迎えるにあたり、市民の皆さんと共に祝い、まちへの愛着を深めていただくため、記念事業の実施を予定しています。

そこで、各種事業を周知するための印刷物やPR活動で使用するロゴマークを募集します。

応募資格 住所や年齢などは問いません。

※未成年(18歳未満)の人は、保護者の同意を得た上でご応募ください。

募集期間 6月3日(月)～7月31日(水)
午後5時(必着)

応募規定

- ▷ 1人1点で未発表の作品であること。
- ▷ デザインは本市のイメージ・魅力を表現した親しみやすいもので、市制施行20周年を記念したものであることが分かること。
- ▷ 色数は指定しないが、白黒・単色での使用を考慮した配色であること。
- ▷ 縦横比は1:1程度で、縮小しても識別できること。
- ▷ 作品は手書きまたは電子データとし、電子データの場合、データ容量は10MB以内、ファイル形式はJPG、GIF、PNGのいずれかとする。

賞および副賞

- ▷ 賞 最優秀賞 1点
- ▷ 副賞 賞金20,000円および本市特産品(10,000円相当)

※18歳未満の場合は、賞金に代えて図書カード

応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、広報秘書課秘書グループ(〒519-0195 本丸町577)へ持参または郵送するか、応募フォーム([URL https://logoform.jp/form/Ymi6/575941](https://logoform.jp/form/Ymi6/575941))によりご応募ください。



※作品を電子データで応募する場合は、CD-Rなどによりご提出ください。

その他 注意事項など詳しくは、募集要項をご確認ください。

※募集要項および応募用紙は、本庁、関支所、あいあい備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。



「亀山市 みんなの川柳」作品募集

お題から発想したことを、五・七・五の川柳にし、ぜひご応募ください。

部門とお題 ①子どもの部(中学生までが対象)
※子どもの部はお題を定めません。
自由に作句してください。

②一般の部(年齢制限なし) お題:文化

応募資格 市内在住、在学、在勤の人

募集期間 6月1日(土)～28日(金)(当日消印有効)

応募方法 必要事項を記入の上、文化課文化創造グループへはがき、メールまたはファクスでご提出ください。

必要事項

- ①応募部門(①子どもの部または②一般の部を選択)
- ②川柳作品(1人最大2句まで。ただし、入選は1人1句まで)※一般の部はお題に沿った作品とする。
- ③氏名(フリガナ)
- ④ペンネーム(入選し、作品が公表される際にペンネームを希望する場合は記載)
- ⑤住所
- ⑥電話番号
- ⑦年齢
- ⑧市外在住の人の場合、市内の勤務先または学校名



注意事項

- ▷ 応募作品は、未発表、自作の作品に限ります。
- ▷ 応募者の個人情報は、本事業に関する用途以外の目的には使用しません。

結果発表 広報かめやま(10月1日号)で、部門ごとに特選作品1点と入選作品を氏名とともに掲載します(応募の際にペンネーム記載の場合は、氏名の代わりにペンネームを掲載)。

※特選作品に選ばれた人には、亀山ブランド認定品をプレゼントします。

選者 一般社団法人全日本川柳協会

お題選定協力 亀山川柳会

問合・申込先

文化課文化創造グループ

〒519-1192 関町木崎919-1

☎ 96-1223 FAX 96-2414

✉ bunka@city.kameyama.mie.jp

